

熊取町 こども計画

(令和7年度～令和11年度)

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、
対話的まちづくりのために

概要版



令和7年3月
熊取町

計画策定にあたって

○熊取町（以下「本町」という。）では、平成27年3月に「子ども・子育て支援制度」に対応する「子ども・子育て支援計画」を策定、令和2年3月には、前計画の理念を継承した第2期計画を策定し、「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支え合う、対話的まちづくり」を基本理念として、子育てに関する施策を推進してきました。

○社会環境の変化や本町の子どもや子育てを取り巻く現状、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「第3期子ども・子育て支援計画」を核に、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画も包含する「熊取町子ども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の対象

○本計画では、計画の対象となる「子ども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めています。本計画は、子ども・若者がそれぞれのライフステージに応じて自分らしく生きられるよう社会全体で切れ目なく支援していくことをめざしており、「若者」については、おおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては、おおむね40歳未満の方を対象としています。

なお、法令や固有名詞などについては、「子ども」の表記を用いる場合があります。

子ども・子育てを取り巻く町の状況

■人口・世帯の状況

18歳未満の人口推計は、右表のとおり、今後も人口減少が続くものと見込まれます。また、子どものいる世帯は減少傾向にあります。

	実績	本計画期間中の推計(単位：人)					
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～5歳	1,852	1,846	1,795	1,754	1,741	1,685	
6～11歳	2,311	2,285	2,277	2,219	2,171	2,118	
12～14歳	1,264	1,220	1,198	1,205	1,166	1,202	
15～17歳	1,320	1,317	1,255	1,260	1,214	1,192	
合計	6,747	6,668	6,525	6,438	6,292	6,197	

資料：住民基本台帳人口（令和2～6年の各年4月1日時点）を基に推計
(コーホート変化率法)

子ども・子育て支援を取り巻く課題

- 関係機関との情報共有と連携強化、親子の愛着形成や基本的な生活習慣の確立
- 学童保育の施設整備や職員確保、地域子育て支援団体のスタッフ確保、教育支援センターの充実
- 保育士の人材確保・育成、休日保育・延長保育の在り方の検討や担い手不足の解消
- 療育における父母等への寄り添い支援、インクルーシブ保育の推進やきずなシートの活用
- 子どもの貧困・ヤングケアラーへの支援、子どもの権利の保障
- 個を生かす教育の充実や地域の人材・団体との連携強化、児童・生徒の悩み・不安への支援
- 切れ目のない支援や地域とのつながりの強化、地域に開かれた学校づくりの推進やボランティアの高齢化
- 地域見守り強化や道路・公園等施設の適切な管理

計画の基本理念

多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、 支え合う、対話的まちづくり



こどもから若者まで「一人ひとりを権利の主体」として、「自分らしく生きる」ことができ、その育ちについて「地域全体で支え」、「切れ目なく支援する」視点で、ライフステージに合わせて支えていくとともに、地域の関係団体等と連携しながら、こども・若者が将来に向けて自立した存在として、安全・安心な環境のもと、他者との関わりを通じて経験を育むことができるまちづくりをめざします。

基本理念を実現するための4つの視点

I こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重し、 こども・若者の最善の利益を第一に考える

こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障するため、こども・若者の最善の利益を第一に考え、支援を行います。こどもや若者が自分の意見を持ち、社会に参加できるよう、意見を持つための環境や意見を表明する機会を提供するよう努めます。



II こども・若者が家庭の状況に左右されることなく、 自分らしく生きることができるよう支援する

困難な状況にあるこども・若者や家庭に対して、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かい支援を行います。



また、こども・若者が、人格と個性を尊重されながら成長する中で、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で、自分らしく社会生活を営むことができるよう支援します。

III 家庭、地域、行政、関係機関等が“協働”し、 地域全体でこども・若者の育ち、親の育ちを支える

こども・若者に関わる関係機関等が交流を通じて、互いの違いや特色を認め合い、“協働”して、地域全体で課題の解決に取り組みます。連携を密にするため、情報共有や意見交換の場を大切にし、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取組を進めます。

IV 妊娠期から若者期にわたる多様な取組を ライフステージに応じて切れ目なく推進する

「子育て」とは、妊娠期から始まり、乳幼児期の後も学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものと認識し、こども・若者、子育て家庭に対する支援が、特定の年齢で途切れることがないよう切れ目なく支援を行います。

基本理念を実現する施策の展開

こども・若者

1 健やかな成長を支える教育環境の整備

学習機会の充実、学校における相談支援体制の充実、学習環境の整備、図書館事業・読書活動の充実など、子どもの健やかな成長を支える基盤となる環境づくりを推進します。

＜展開する主な事業＞

個に応じた教育の充実、スクールソーシャルワーカー活用事業○、こども・若者向け講座の充実★、社会教育施設の活用の推進★、若者が自分らしく社会生活を送るための情報提供や蔵書の充実★

2 配慮が必要なこども・若者への支援

配慮を必要とすこども・若者への支援など、健やかかつ社会的に自立した生活を送るための支援体制を整備します。

＜展開する主な事業＞

療育拠点機能の充実、きずなシートの作成と連携の強化、インクルーシブ保育、保育施設等心理巡回、ヤングケアラーの早期発見と支援

3 こども・若者の社会参画・自立のための支援

社会参加への支援、地域での様々な体験活動の推進など、自立した個人としての自己を確立し、他者と協働しながら社会を担えるよう様々な機会を提供します。

＜展開する主な事業＞

子どもの権利の保障、若者世代に向けた情報発信★、選挙出前授業・模擬投票イベント★、消費者教育の推進★、就労支援の推進★、ひきこもり支援ふらっとルーム★、世代間交流事業



子育て家庭

4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援

安心して生み育てられる環境の整備、訪問・相談事業の充実、子育て家庭をつなぐ支援、ふれあい・学び場の提供、子育て家庭の経済的負担の軽減、診療体制の整備、育児・養育支援サービスを行います。

＜展開する主な事業＞

こども家庭センター（名称：こども支援センター）の運営※、妊婦等包括相談支援事業※、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）※、ブックスタート、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業※、ホームスタート事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※





※地域子ども・子育て支援事業 ◎こどもの貧困対策計画事業 ★子ども・若者計画事業

5 多様な保育サービスの充実

保育サービスの充実、保育所施設の活用・整備、放課後児童健全育成の推進を行います。

<展開する主な事業>

延長保育（時間外保育）※、休日保育、一時預かり事業※、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※、病児・病後児保育事業※、人材の育成と確保、保育施設等と小学校の連携、こどものための教育・保育給付事業、保育施設拠点ネットワーク、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）※



6 支援を必要とする家庭への援助

子育て家庭等への生活支援、各種手当・医療費等の助成、要保護児童等に対する支援を行います。

<展開する主な事業>

福祉の総合相談窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ◎、難聴児補聴器購入等助成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業※◎、就学援助事業・特別支援教育就学奨励費制度◎、子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

地域社会

7 地域における子育て支援

子育て支援のネットワークづくりと交流活動の推進、子どもの居場所づくりを推進し、子ども・若者を社会全体・地域全体で見守る活動を支援します。

<展開する主な事業>

地域子育て支援拠点事業※、小地域ネットワーク活動の推進、おとなと子どもの地域あいさつ運動、部活動支援事業★、町内大学との連携事業の推進★、学校と地域との連携、不登校などの子どもの居場所づくり事業★、放課後子ども教室（くまとり元気広場）、子ども食堂の推進◎



8 安全・安心なまちづくり

安全なまちづくり、防犯対策、交通安全対策及び福祉的なまちづくりを推進し、地域ボランティアと協力しながら安全・安心なまちづくりを行います。

<展開する主な事業>

子ども安全デーの実施、子ども見まもり隊の実施、安全パトロールの実施、保育所における安全対策、学校における安全対策及び安全指導の実施、防犯灯の適正管理、道路における交通安全施設の整備、安全・安心な公園づくり

就学前児童への教育・保育事業について

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	確保の内容(量の見込み)(単位:人)			
	保育の必要性	提供施設(確保方策)	令和7年度	令和11年度
1号認定(3~5歳)	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園	301人	277人
2号認定(3~5歳)		保育所・認定こども園	775人	713人
3号認定(0歳)			102人	94人
3号認定(1歳)			208人	191人
3号認定(2歳)			212人	195人

地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業	確保の内容(量の見込み)		事業の概要	
	令和7年度	令和11年度		
(1)利用者支援事業	1か所	1か所	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。	
(2)地域子育て支援拠点事業	延4,874回	延4,393回	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	
(3)妊婦健康診査	延2,500回	延2,302回	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、健康診査を実施し、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	
(4)乳児家庭全戸訪問事業	229人	207人	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などを行う事業です。	
(5)養育支援訪問事業	110人	101人	児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師、社会福祉士、助産師、保育士などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。	
(6)子育て短期支援事業	ショートステイ	延7日	延6日	保護者の疾病・出産・看護・事故などで、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで一定期間(おおむね1週間)預かり、養育・保護を行う事業です。
	トワイライトステイ	延1日	延1日	ひとり親などの保護者が仕事などにより平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設などで生活援助を行う事業です。
(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	延115日	延104日	子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる、地域での子育てを相互援助する活動の調整等を行う事業です。	
(8)一時預かり事業	一般型	延25,822日	延23,772日	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所、幼稚園等で一時的に預かる事業です。
	幼稚園型I	延4,200日	延3,867日	
(9)延長保育事業(時間外保育事業)	624人	582人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯以外の時間等において、保育所等で保育を実施する事業です。	

地域子ども・子育て支援事業		確保の内容(量の見込み)		事業の概要
		令和7年度	令和11年度	
(10)病児・病後児保育事業	延3,305日	延3,382日		子どもが発熱などの急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。
(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)	低学年	468人	439人	保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす小学生を預かり、生活や遊びの場を提供するサービスで、本町には各小学校区に学童保育所があります。
	高学年	248人	231人	
(12)妊婦等包括相談支援事業	812回	748回		妊婦等に面談を行い、心身の状況や環境を把握するとともに、母子保健や子育てに関する情報提供や相談援助を行う事業です。
(13)乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※令和8年度からの新規事業	-	1か月あたり 60人		保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びと生活の場を提供するとともに、保護者との面談を通じて心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業です。
(14)産後ケア事業	延50日	延46日		産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。
(15)その他(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)				令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業のうち、上記の事業については、対象者を少数と見込んでおり、類似の事業等で対応可能であるため、現在のところ実施予定はありませんが、本町の地域資源の状況等を踏まえ、計画期間中に必要に応じて実施を検討します。

計画の推進について

■子ども・子育て会議の開催

- 定期的に計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。

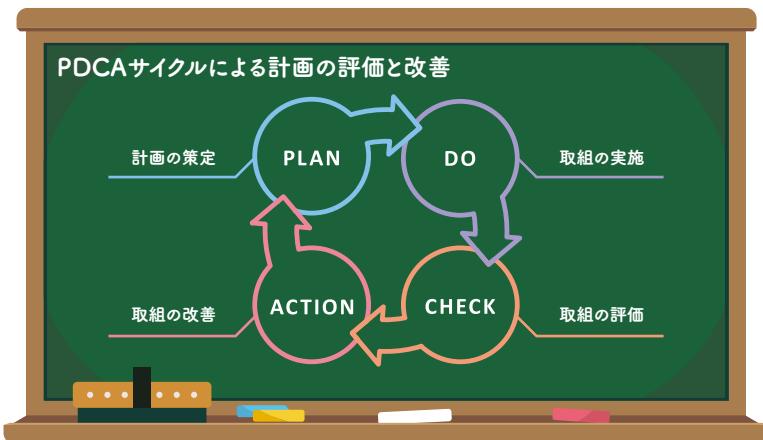


■協働による事業・活動の充実及び庁内の情報共有と連携強化

- 子ども・子育て会議をはじめ、子育てや若者支援に関わる会議等において、必要に応じ、情報共有・審議・調整・検討を行うなど、関係部局・関係機関の連携強化を推進していきます。
- 庁内での横断的な取組として、住民協働による支援の充実や、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の維持・充実のほか、若者支援につなげるための体制づくりに努めます。

■PDCAサイクルによる検証

- 各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を子ども・子育て会議において評価・検証することで、必要に応じて施策の更なる展開や見直しを行います。



熊取町の教育・子育て応援施策

本町の特色ある取組の一部を紹介します。

妊娠期から若者期にわたる切れ目のない支援

妊娠、出生の届出をされた全ての方に保健師が面談するとともに、助産師が妊娠8か月頃に電話や訪問、また出生後8か月頃に訪問を行い、出産から子育てまできめ細やかに支援します。また、児童期から若者期については、児童相談員やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談を行い、必要な支援につなげます。



ホームスタート事業

妊娠婦や就学前のお子さんがいる家庭に、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共に行いサポートします。



産前産後ヘルパー派遣事業

体調不良等のため家事や育児が困難で、親族等から援助が受けられない、妊娠中または出産後1年未満の妊娠婦がいる世帯を対象にヘルパー派遣を行います。



保育料第2子無償化

子育てに係る経済的負担を軽減するため、小学校就学前の範囲で2人目の保育料を無料とします。



不登校などの子どもの居場所づくり事業

教育支援センター等を活用し、長期欠席児童・生徒や不登校児童・生徒の相談や学習を支援できる居場所づくりを行っています。活動を通して自分の気持ちや好きなものに「気付く」、これからどうしたいか「決める」、たくさんの人と「関わる」を大切に支援していきます。



子ども食堂の推進

こどもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、安心して過ごすことができる場を提供しています。住民提案協働事業制度を活用し、子ども食堂に取り組む団体を運営面、財政面で支援しています。



編集・発行：熊取町 健康福祉部 子育て支援課

〒590-0451

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

電話：072-452-6814 FAX：072-453-7196

計画本編は
こちら

